

資料編

資料1 日本国憲法（抄）

公布 昭和21年11月3日
施行 昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

（戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認）

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦

争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

（基本的人権の享有）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

（奴隷的拘束及び苦役からの自由）

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、

その意に反する苦役に服させられない。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
③ 児童は、これを酷使してはならない。

(議員及び選挙人の資格)

第44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

資料2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号
平成 11 年 12 月 22 日 法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄

与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規程は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる

施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基

本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三 前二号に規程する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法 (以下「旧審議会設置法」という。)第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**附則（平成11年7月16日法律第102号）抄
（施行期日）**

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員のその他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

**附則（平成11年12月22日法律第160号）抄
（施行期日）**

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

資料3 吉川市男女共同参画推進条例

平成 15 年 12 月 18 日 条例第 26 号

前文

個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は、国際社会における取組と連動しつつ着実に進められてきています。

吉川市においても、平成 7 年と平成 14 年に策定した男女共同参画に関する基本計画に基づき、すべての人々の人権や多様な生き方を尊重した様々な施策が市民と一体となって積極的に進められてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く存在し、真の男女平等の達成には多くの課題が残されており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要とされています。

一方、首都近郊の都市として急速に発展してきた本市の現状からは、全国平均に比べ、高齢化率が低く、核家族化が進行し、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向が見られます。

今後の本格的な少子高齢化の進展や情報化、国際化などの社会経済情勢の急速な変化に対応する上でも、男女共同参画を一層推進し、男女共同参画社会を実現することが重要な課題となっています。

これらのことを踏まえ、私たちは、ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、すべての男女がともに自分らしく生きる権利が尊重され、心豊かに暮らせるまちを築くため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等

の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。

(用語の定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的格差是正措置とは、前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) 事業者等とは、市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (4) セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいいます。
- (5) ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいいます。

(基本理念)

第 3 条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

- (1) 男女の個人としての人権を尊重し、男女が直接的であるか間接的であるかを問わ

ず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を發揮する機会が確保されること。

- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動に対等な参画ができるようにすること。
- (5) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれるようにすること。
- (6) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関して理解し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国際的な視点に立ち、国際社会における男女共同参画に関する取組と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有します。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとしします。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念

にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければなりません。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 すべての人は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場における直接的又は間接的な性別による差別的扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 家庭等のあらゆる場におけるドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

第1節 男女共同参画基本計画等

(男女共同参画基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとしします。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとしします。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を聴くとともに、第24条に規定する吉川市男女共同参画審議会の意見を聴かなければなりません。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に限らず、その他施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとします。

(推進体制)

第11条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとします。

(財政上の措置)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとします。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要事項及び男女共同参画の推進を阻害する要因についての調査研究を行うものとします。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとします。

第2節 男女共同参画の推進に関する施策 (市民等の理解を深める措置)

第15条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画に関する理解を深めるため、情報提供、広報活動等の普及啓発、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとします。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第16条 市は、市民及び事業者等と協力して、次に掲げる積極的格差是正措置を講ずるように努めるものとします。

- (1) 市における政策の立案及び決定過程への女性の参画を積極的に推進すること。
- (2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、男女の均衡を図ること。
- (3) 市民の地域活動及び事業者等における方針の立案並びに決定過程への女性の参画を促進するため、当該市民及び事業者等に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うこと。

(教育及び学習の推進)

第17条 市は、学校教育その他の教育及び市民の学習の場において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとします。

(家庭生活と職業生活等の両立支援)

第18条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活等を両立することができるように、子の養育及び家族の介護その他必要な支援を行うものとします。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止等の支援)

第19条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害する暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとします。

(市民等の活動に対する支援)

第20条 市は、市民及び事業者等が行う男女

共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずるものとします。

(事業者等からの報告)

第 21 条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者等に対し、男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができます。

(相談及び苦情への対応)

第 22 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係する機関及び団体と協力し、適切な措置を講ずるように努めるものとします。

- (1) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者等から相談の申出を受けたとき。
 - (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者等から苦情の申出を受けたとき。
- 2 市長は、前項第 2 号の苦情の申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、第 24 条に規定する吉川市男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画推進施設)

第 23 条 市は、吉川市民交流センターおあしす（吉川市民交流センターおあしす条例（平成 10 年吉川市条例第 30 号）に基づき設置された施設をいう。）を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施、並びに市民及び事業者等による男女共同参画の取組の支援に努めるものとします。

第 3 章 吉川市男女共同参画審議会

(設置)

第 24 条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、吉川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

(所掌事務)

第 25 条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議します。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べるすることができます。

(組織等)

第 26 条 審議会は、委員 10 人以内で組織します。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 事業者等の代表者
 - (3) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満としないものとします。
- 4 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 委員は、再任されることができます。

第 4 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

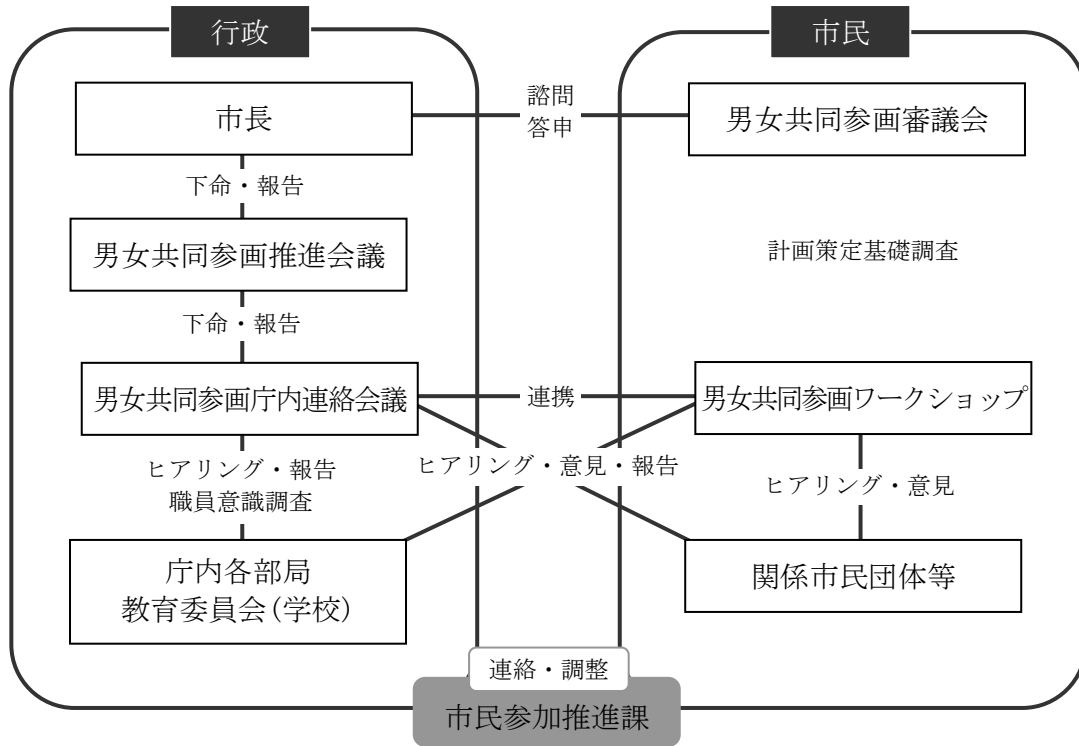
- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第 9 条第 1 項の規定により策定された男女共同参画基本計画とみなします。

資料4 計画の策定までの経過

1 策定体制



●男女共同参画推進会議

吉川市の男女共同参画に関する計画や施策を所掌し、吉川市男女共同参画の推進を図る。

役職	氏名	備考
副市長	蓮沼 嘉一	議長 H23 年度、H22 年度
政策室長	椎葉 祐司	H23 年度、H22 年度
総務部長	岡田 忠篤	H23 年度、H22 年度 (教育部長)
総務部長	会田 和男	H22 年度
健康福祉部長	松澤 薫	H23 年度、H22 年度
市民生活部長	酒井 誠	H23 年度、H22 年度
都市建設部長	青柳 光雄	H23 年度、H22 年度
教育部長	篠田 好充	H23 年度

●男女共同参画庁内連絡会議

吉川市の男女共同参画に関する計画や施策の調査・研究を行う。

所属	氏名	備考
庶務課	山崎 純子	リーダー H23年度、H22年度
政策室	戸張 悦男	サブリーダー H23年度、H22年度
子育て 支援課	伴 茂樹	H23年度
	木村 みのり	H22年度
社会福祉課	斎藤 歩美	H23年度、H22年度

所属	氏名	備考
健康増進課	中村 久美	H23年度、H22年度
いきいき推進課	飯田 智子	H23年度、H22年度
商工課	高鹿 正	H23年度、H22年度
都市計画課	宗像 浩	H23年度、H22年度
学校教育課	前田 稔	H23年度
	矢ヶ崎 均	H22年度
生涯学習課	桜井 健一	H23年度、H22年度

●男女共同参画審議会

吉川市の男女共同参画に関する計画や施策、重要事項について調査審議を行う。

氏名	備考
間宮 玲子	会長 H23年度
福田はぎの	副会長 H23年度
仲 文成	H23年度
太田 久年	H23年度
酒井 正光	H23年度

氏名	備考
中村 苑子	H23年度、H22年度
平野 容子	H23年度、H22年度
青山 正	H23年度
秋枝 顯	H23年度
名倉 勇	H22年度

氏名	備考
森本 泰弘	会長 H22年度
関井 友子	副会長 H22年度
鈴木 功	H22年度
野口喜一郎	H22年度
藤井 正子	H22年度

●男女共同参画ワークショップ

第3次吉川市男女共同参画基本計画等の研究と提案を行う。

氏名	備考
丸山 蔦恵	H23年度、H22年度
川崎 容子	H23年度、H22年度
間宮 玲子	H23年度、H22年度
中村 苑子	H23年度、H22年度

氏名	備考
秋枝 顯	H23年度、H22年度
中野智恵子	H23年度、H22年度
竹内セツ子	H23年度、H22年度
二階堂美子	H23年度、H22年度

氏名	備考
白井美佐子	H23年度
田中 公明	H22年度
長谷川佳代子	H22年度

●関係市民団体等

男女共同参画に関する取り組みや、第3次吉川市男女共同参画基本計画に望むことなどについてヒアリングを実施し、意見を聴取した男女共同参画に係る市民団体等

笑がおの会
女性の会
小・中学校 校長
子育てネットワーク
P T A 代表者
北谷小おやじ会パパス

自治会長
民生委員・児童委員協議会
女性総合相談員
母子自立支援相談員
介護相談員
小・中学校・高校 養護教諭

特定非営利活動法人N P O ネットよしかわ
市議会議員（女性）
埼玉県子育て応援宣言企業
商工会事務局長
農業従事者（女性）

2 策定経過

本計画の策定にあたり、市民の皆さんのご意見を聴取するため、次のとおり、さまざまな策定メニューを実施しました。

時期	項目
H22. 4	・男女共同参画 審議会委員に本計画策定について説明
H22. 5	・男女共同参画 推進会議を開催（平成 22 年度第 1 回）
H22. 7	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ合同会議を開催（平成 22 年度第 1 回）
	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ合同会議を開催（平成 22 年度第 2 回）
H22. 8	・男女共同参画 審議会を開催
	・男女共同参画 推進会議を開催（平成 22 年度第 2 回）
	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ 合同分科会を開催（平成 22 年度第 1 回）
H22. 8～9	・男女共同参画 職員意識調査を実施
H22. 9	・男女共同参画 計画策定基礎調査を実施
H22. 9～12	・男女共同参画 関係市民団体等ヒアリングを実施（対象：19 団体）
H23. 1～2	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ 合同分科会を開催（平成 22 年度第 2 回）
H23. 2	・男女共同参画 推進会議・庁内連絡会議・ワークショップ合同会議を開催
H23. 5	・男女共同参画 推進会議を開催（平成 23 年度第 1 回）
H23. 6	・男女共同参画 庁内連絡会議を開催（平成 23 年度第 1 回）
	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ合同会議を開催（平成 23 年度第 1 回）
	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ 合同分科会を開催（平成 23 年度第 1 回）
H23. 6～7	・関係各課ヒアリングを実施（対象：19 課）
H23. 7	・男女共同参画 審議会を開催（平成 23 年度第 1 回 本計画案諮問）
H23. 8	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ 合同分科会を開催（平成 23 年度第 2 回）
H23. 10	・男女共同参画 庁内連絡会議・ワークショップ合同会議を開催（平成 23 年度第 2 回）
	・男女共同参画 審議会を開催（平成 23 年度第 2 回）
	・男女共同参画 推進会議を開催（平成 23 年度第 2 回）
H23. 11	・「男女共同参画イメージイラスト」公募作品から本計画表紙を飾る作品の投票を実施
	・本計画案パブリックコメントを実施
H23. 12	・男女共同参画 市長対談を実施
	・男女共同参画 推進会議を開催（平成 23 年度第 3 回）
H24. 1	・男女共同参画 審議会を開催（平成 23 年度第 3 回 本計画案答申）
H24. 2	・本計画 市長決裁

3 男女共同参画イメージイラスト

本計画策定にあたり、男女共同参画をイメージするイラストを募集したところ、次の16点の素晴らしい作品が寄せられました。

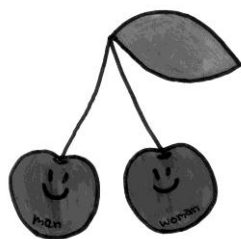
応募作品の中から本計画書の表紙を飾る作品を選考するため、平成23年11月に開催した「よしかわ市民まつり」において市と男女共同参画ワークショップの共催のもと、投票を実施しました。

投票の結果 決定作品 → 表紙作品 作者 近江貴美子さん（印西市）
※得票数 122 票（総票数 16 作品で 820 票）

次点



利根 颯太 さん
三輪野江小学校2年



加瀬 冬奈 さん
中央中学校2年



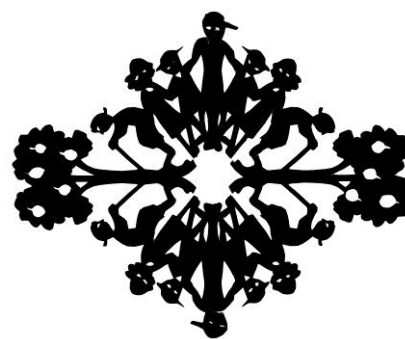
かのこ さん
福岡市



小谷 文 さん
広島市



柴井 麻里 さん
三輪野江小学校5年



近江 貴美子 さん
印西市



宮内 唯さん
中央中学校2年



秋枝 美伶さん
栄小学校2年



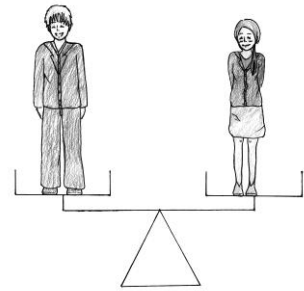
浅野 寛奈さん
栄小学校2年



岡田 加奈さん
中央中学校2年



高橋 海さん
中央中学校1年



菅野 ちはるさん
中央中学校2年



尾野 瞳さん
中央中学校1年



塩田 唯さん
中央中学校1年



岡田 葉奈さん
栄小学校3年

第3次吉川市男女共同参画基本計画

平成24年2月

編集・発行 埼玉県吉川市

〒342-8501 埼玉県吉川市吉川2丁目1番地1

吉川市役所 市民生活部市民参加推進課

TEL 048-982-9685 (直通) FAX 048-981-5682